

改正フロン回収・破壊法対応

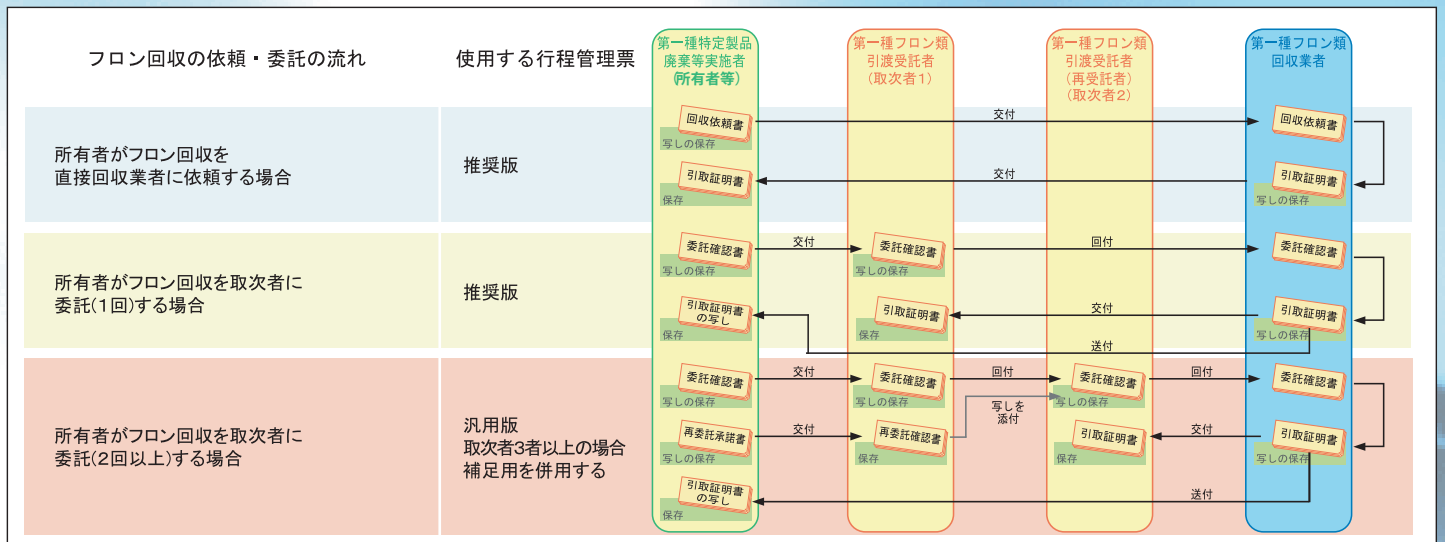
フロン回収行程管理票

フロン回収には、行程管理票の発行が義務付けられています。

平成19年10月1日より施行された「改正フロン回収・破壊法」において、業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）を廃棄する際、フロン回収を書面（行程管理票）による管理（行程管理票の交付・回付・保存など）が義務づけられました。（行程管理制度）

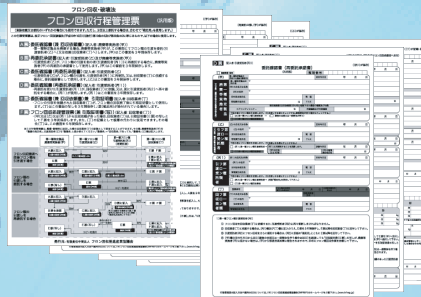
同時に、元請業者は、建物解体時には、業務用冷凍空調機器設置の有無を確認し、発注者に対して、事前に書面（事前確認書）にて説明する必要があります。

そこで、フロン回収推進産業協議会（INFREP）では、円滑に行程管理制度が運用されるよう、標準的な「行程管理票」を作成しました。

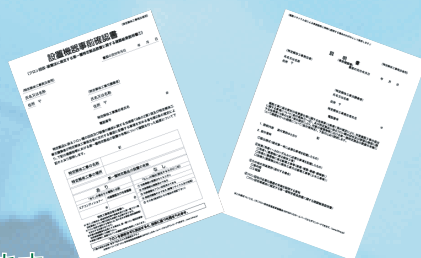


フロン回収行程管理票

フロン回収行程管理票の種類	価格(税込み)
◆推奨版 (Ver.1) (機器廃棄者が直接回収業者へ依頼する場合又はフロン回収委託(1回)場合に使用する)	100円
◆汎用版 (再委託まで使用できる)	100円
◆補足用 (再々委託以降の場合に汎用版とセットで使用)	100円
◆直接引渡用(30綴/冊)	1,500円



行程管理票(汎用版)



設置機器事前確認書

◆INFREPでは、以下のようなシールを用意しています。

フロン未回収シール
(事前確認時に貼付用)



フロン使用機器シール
(既存機器貼付用)



フロン回収済シール
(フロン回収後貼付用)



平成14年3月以前に出荷され、現在もフロンを使用している機器に貼付(主にサービス時にサービス会社が貼付)。

フロン回収業者が、廃棄する機器からフロン回収を終了した時に貼付。

シールの入手先等は、INFREPのホームページをご覧ください。
(<http://www.infrep.jp>)

設置機器事前確認書

◆設置機器事前確認書+説明書	—
----------------	---

・INFREPのホームページよりダウンロードできます。